



古川 一豊
寿 町
農政部会



篠原 修
光明寺一丁目
農地部会



星加 武比古
中西 町
農地部会



鴻上 孝志
船 木
農地部会



藤田 奨
船 木
農政部会

第2選挙区



野口 敏司
大生院
農政部会



守谷 博明
上原一丁目
農政部会



藤田 平夫
萩 生
農地部会



池田 繁
本郷二丁目
農地部会



小野 英雄
萩 生
農政部会



神野 幸雄
船 木
農政部会



西原 力
本郷一丁目
農地部会



小野 雄基
船 木
農政部会

農業共済



高橋 秀人
大生院
農地部会

農協

土地改良区

学識経験



真木 増次郎
桜木 町
農政部会



伊藤 優子
庄内町一丁目
農地部会



白旗 愛一
清水 町
農地部会



加藤 喜三男
坂井町二丁目
農政部会

第十九期農業委員さんは平成二十年七月十九日をもって任期満了となりました。お疲れ様でした。七月二十日からは第二十期農業委員に改選されました。公選委員二十五人、農協・農業共済・土地改良区各一人、学識経験四人の計三十二人です。農業に関する御相談・御質問は各地域の農業委員さんにお気軽にどうぞ！

新農業委員紹介



高橋 征三
星原 町
農政部会

◆会長

就任の挨拶
去る七月、農業委員の任期満了に伴い第二十期農業委員会が発足し、それに伴い委員の皆様方の推薦を受けまして会長に就任いたしました。第十八期農業委員会会長の時以上に責任の重大さを痛感している次第でございます。
さて、今日の農業を取り巻く情勢は、食品偽装問題が相次いで発覚し、非食用の事故米の不正販売など「食の安全・安心」に対する不信任が増し、「バイオ燃料」で穀物の高騰による飼料高や原油高による燃料高、肥料鉱石の輸入減による肥料高と農業を継続するうえで、非常に厳しい状況でございます。その上、担い手不足・高齢化による遊休農地、不耕作農地が増大しております。
この様な状況の中、農業に精通した農家の皆様方、農委委員・行政・農業関係機関の方々のご協力を得まして、活力ある新形農業の進展に努力して参りたいと思っております。
皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。就任の挨拶といたします。

◆役員



岡田 雅夫
宇高町二丁目
農政部会



小野 輝雄
沢津町二丁目
農地部会



藤田 幸正
垣生六丁目
農政部会



白鳥 誠二
船 木
農地部会

第1選挙区



河端 廣
宮原 町
農政部会



加藤 良一
久保田町一丁目
農地部会



桑原 梅信
庄内町三丁目
農地部会



村尾 浩一
新須賀町二丁目
農政部会

◆農政部会長代理



岡部 正明
垣生四丁目
農地部会



神野 照一
郷四丁目
農政部会



岡田 宜近
田の上二丁目
農地部会



前田 和男
多喜浜五丁目
農地部会

新農業委員としての抱負

西原 力 委員

この度はからずも「農業委員会等に関する法律第十二条第一号」により新居市農業共済組合の新居市地区の四名の理事の中から推薦され、新居市農業委員会の委員という大役を引き受けることとなりました。私も四十周年の市役所勤務を経験した一人ですが技術職であったため農業委員会の業務内容については充分把握していませんでした。

しかし、数回出席した会議の内容から、未だ十分に理解はしていないものの農業委員三十二名に課せられた役割の大切さや重大さに面食らっているのが現状であります。

当初の会議において「農地部会」「農政部会」の二部会のうち「農地部会」が担当となり、数回の新居市農業委員会の農地部会での協議に参加しましたが、農業委員会の業務の複雑さ、案件の多さにとまどいを感じています。改めて新居市市の農業を取り巻く環境の変化、地域農業の持続的発展の難しさ、また、農業経営の困難さを痛感しました。

以上述べたとおり、農業委員になってのときとまどいを並べてみましたが、自分なりに農業委員としての自覚と重要性をかみしめ農業者の代表として、特に「農地部会」十六名の一員として適正な農地行政に努め優良農地の確保と効率利用を進めるための努力をすると共に、望ましい農業構造を実現するため、自分自身出来る限り頑張る覚悟であります。

永井 幸孝 委員
私、医療機関に勤めて三十余年、臨床検査技師として人の体（からだ）の心臓（心エコー）、肝臓等（腹部エコー）など超音波検査を業務としてやってきました。

新居市市内の遊休地、荒廃農地についてですが、まず、最初に動いて耕作放棄している農地をこの目で確認し、そして考え、ベターな道をさぐりたいと思います。

新居市は企業城下町であり、毎年多くの定年退職者が出ており、この方達に農業体験講座など実施して賛同者を得たいと思います。その体験をもとに作物を作っている農家のことも知ってもらわなければなりません。そのためには「農業は退職後の楽しみで始めよう」をキャッチフレーズにして、新居市市内の各職場の人事担当者や定年を迎える人達に訴えていきたいと思つています。耕作面積の少ない農地（耕作放棄地）の有効利用ができればいいなと考えています。

農業委員会
の諸先輩の方々の知恵と経験を賜り、新居市市の農業発展の為に頑張りたいと思つております。



農地を適正に管理しましょう

遊休農地が増えています！

農地は、農業者にとって重要な財産であるとともに農業生産、農業経営の基礎です。遊休化や耕作を放棄すると、農地としての重要な役割を果たせないばかりか、周辺農地への悪影響なども考えられます。

農地をいったん荒廃させると、再び耕作可能な状況に戻すには、多大の労力・時間・資金が必要です。

作付けをしない場合には、農地性が維持され、景観も良くなる景観形成作物（ひまわり・菜の花・コスモスなど）を植えるなど、近隣の迷惑にならないように適正に管理しましょう。



市長へ建議書を提出しました。

平成二十年五月七日に第十九期農業委員として、農政部会を中心にして議論を重ねて作成した建議書を、役員六人で市長に提出しました。建議の内容は次のとおりです。

1 担い手育成確保

① 担い手に対する支援の強化

本市の地域性に適合した独自の農業をめざし、市独自の担い手の育成対策として、認定農業者や若い農業者の育成はもちろんだが、今後増加が見込まれる定年退職者を含めた新規就農者を確保するための知識・技術の習得や資金の調達に関する施策の推進及び女性農業者への支援対策を講ずること。

② 共同機械利用者部会の強化及び法人化の推進

小規模兼業農家が大多数を占める本市農業にとつて、共同機械利用者部会の活用は極めて重要であることから、組織の活性化とオペレーター育成を図るため、同部会に対する市の助成施策とあわせて遊休農地対策としての法人化の推進を図ること。

2 地産地消と食育の推進

地域農業活性化のため農産物直売所（あかがね市四季菜広場）が開設されているが、農産物の生産・集荷等供給体制が不十分で品数が少ないなど問題点も多いことから、高齢者や女性にも取り組みやすい軽便野菜等の生産をより拡大し、本市にあった販路の拡大・多様化の促進と作付計画・集荷・返戻等が機能的に対応できる体制づくりを図ること。

また、農業体験学習、学校給食への地元農産物の利活用は食農教育の効果も高いことから更なる周知・拡大に努めること。

3 農業基礎の整備

農地の維持管理に対する労働力の低下から、農地の遊休化・耕作放棄地が増加しているため、ため池や用排水路及び農道の整備に努め、営農意欲の増進による耕作放棄を未然に防ぐ施策を講ずること。

4 有害鳥獣駆除対策

イノシシ、サル、カラス等の有害鳥獣による農産物への被害が頻発・増加の傾向にある。このことは、農家の生産意欲の減退、耕作放棄地の増加など深刻な問題となっており、市独自の被害防止対策の強化を図ること。



担い手積立年金に加入しましょう

農業者の方なら広く加入できます。



「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。保険料などの資産運用は、農業者年金基金が一元化に行っており、国内債券を中心に複数の資産への分散投資を行うなど安全かつ効率的な運用を行っています。また、毎年6月末までに「付利通知」で個人ごとの付利結果や年金原資の積立状況をお知らせいたします。

(注)平成14年度から18年度までの5年間の平均利回りは年3.45%です。法令上、加入者が納付した保険料の総額を年金原資が下回らないという保証はありませんが、安全性の高い資産構成割合の採用や、単年度の運用成績がマイナスとなった場合に備えるための仕組み(付利準備金)を導入しています。

終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択) 農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額(年額12万円~80万4千円)が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税(支払った保険料の15~30%程度)につながります(民間の個人年金の場合は、控除額の上限が5万円です)。また、保険料などの年金資金の運用益は非課税です。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象になり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。



★農業者年金の内容、加入手続きについては、JA又は農業委員会にお問い合わせください。★

委員報告

先進地視察研修

研修日/平成20年4月16日~17日

研修先/大原里づくりトライアングル(京都市左京区大原野村町)

道の駅びわ湖大橋米プラザ ファーマーズテーブル(滋賀県大津市)

大原里づくりトライアングル

大原地区は、近年農業者の高齢化などの影響で、農地の荒廃、遊休農地の増加により農村景観が悪化してきた為、農家を主体とする地元住民が平成11年4月に「大原農業クラブ」を発足した。農振農用地に編入し、農作業等の請負業務、地産地消推進のための朝市の開催など農業の活性化に向けての活動を展開した後、平成13年9月に「京都大原里づくり協会」を設立。平成15年4月に「京都大原里づくり協会」のNPO認証を取得した。その後、平成18年5月に「土地改良区」・「京都大原里づくり協会」・「大原農業クラブ」・「京都中央農業協同組合」で「大原里づくりトライアングル」を設立した。

<研修をうけての委員の意見>

★新居浜市の農業の実情を見れば、国の政策である認定農業者制度と集落営農に可能性を見ようとするのは無理があり、「大原里づくり」を参考にして、小規模兼業農家に活路を見出すべきであることを痛感した。

★昔から有名な「大原女」としての働く意欲を朝市などで、うまく引出し住みよい里づくり活動を進めていた。新居浜市に置き換えてみると、住友があるためか農業で働くという意欲が低く、近所では農家でも野菜を作らず購入している状況である。この意識改革から始める必要があると感じた。

★農業法人化をめざし「大原アグリビジネス21」とし、地産地消をさらに拡大させて行くというリーダー(京都市農業委員宮崎氏)の強い意気込みに感心した。

<研修をうけての委員の意見>

★毎週何かのイベントがあり、買い物をする中で何か得がある直売所であった。手作りのチラシをレジで手渡すための細やかなサービス等々を見習う点が多々あった。

★農協が生産者と手を結び、まさに地産地消に向け努力していた。見学の際に生産者が生産物を売り場に並べている所であったが、生き生きとしている様子であった。中心的な役割を担う団体や農家を育て、やる気にさせる工夫がある、そこから地産地消が現実的になる気がした。当市でも参考になることが多々あった。

★新居浜市農業に少しでも貢献し、努力していかなければならないことを痛切に感じました。



研修を真剣に聞く委員達

道の駅びわ湖大橋 米プラザ ファーマーズテーブル

近江米を中心とした、地場農産物の販売等を行っている。平成18年4月から指定管理者として㈱小杉農園が管理運営している。



近江米のコーナーを熱心に見ている委員達

小作権の相続も忘れずに!

小作権（賃借権）という権利は、目に見えませんが土地・建物と同様、相続財産です。

小作している人が死亡しても、小作する権利は相続人に承継されます。遺産分割の協議の時には、小作権についての話し合いも忘れないで、書面に残しておくことが大切です。

また、小作権を相続された方は、台帳の名義の変更のため農業委員会に小作地相続届を提出して下さい。



無断転用には 厳しい罰則!

違反者には最高3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。

工事の中止 現状回復

線引き廃止後の転用状況について

新居浜市においては平成16年5月14日に線引き廃止されたことに伴い、すべての農地（農用地区域内農地を除く）で原則農地転用が可能になりました。

線引き廃止後、大型店舗の進出などが目立っています。転用件数の増加に伴い、産業の活性化が図られる反面、優良な農地が減少していく傾向にあります。

耕作面積が狭いうえに人口の多い我が国では、食糧の自給率を確保するためにも、優良な農地は大切に守っていく必要があります。

このため、農地の転用には農地法でさまざまな制限が設けられておりますので、農地の転用を行う際には、農業委員会までご相談ください。

農地法第4条・第5条の推移

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
第4条	98	50,591.02	66	41,071.00	44	26,797.00	31	19,251.15
第5条	166	77,750.33	196	113,108.51	215	135,400.87	228	110,355.92
合計	264	128,341.35	262	154,179.51	259	162,197.87	259	129,607.07

★第4条 権利移動を伴わない転用許可

第5条 転用を目的とする権利移動の許可

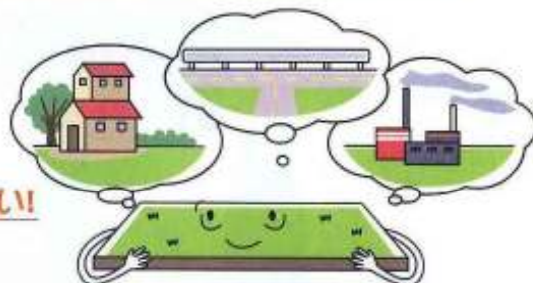
農地転用許可制度

農地に住宅を建てたい!

農地を駐車場にしたい!

農地に店舗を建てたい!

農地を資材置場にしたい!



こんなときには、農業委員会へ

- 農地転用とは?** 農地転用とは、農地を農地でなくすること、つまり農地に区画形質の変更を加えて住宅用地、道路、山林などの用地に転換することです。
- 一時的な農地転用は?** 農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舎、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。
- みなさんは大丈夫ですか?** 青空駐車場として利用する場合、農業用施設を建てる場合（転用の面積が2a未満である場合を除く）などの場合も転用になります。無断で行ってはいけません。

農地転用の手続きは?

転用の手続きには、右記の1・2の2つのケースがあります。

※(注)

- 2ha超～4ha以下の農地転用は、知事が大臣と協議することとされています。
- 都道府県においては、農地転用許可事務等を市町村に委譲している場合があります。
- 地域整備法とは、農地地域工業等導入促進法、総合保養地域整備法などです。



選挙人名簿の登載申請をお忘れなく!!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会が審査・判断を行ったものを基にして、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢20歳以上の人。
- ③ 10アール以上の農地（市外の農地を含む）で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間60日以上耕作に従事している人。



- ◆ 農地を10アール以上所有していても、**実際に耕作していなければ**選挙人の資格はありません。
- ◆ 年間60日以上耕作に従事していても、**別居の親族は**選挙人の資格はありません。（例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格がありません。）

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。

また、今まで実績があり、現在名簿に登載されている世帯の人は、12月上旬から各地区の農業委員を通して申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会で2月20日までに調製し、2月23日から15日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任（リコール）されたとき、委員が総辞職されたときに行われます。

全国農業新聞は「農地を守り担い手を応援する専門紙」(週刊)です。

農業経営、暮らしに役立つ情報が満載の新聞です。購読しましょう。

- ★わかりやすい**農業・農政**の解説
- ★みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
- ★**暮らしと地域**に活性化を
- ★**女性**の元気を応援

<発行日> 毎週金曜日 <購読料> 月額600円

購読のお申込は、お近くの農業委員又は農業委員会までお問い合わせください。

安心できる農地の貸し借りを進めよう



審査のポイント

1. 耕作する意欲と能力があること
2. 農作業従事日数が年間150日以上あること
3. 利用権設定後の面積が3,000㎡以上あること
4. 適作が可能な距離であること

農用地利用集積計画の公告

農業委員会の決定を経て、市が公告
(農地法第3条の許可は不要)

利用権の設定・移転の成立

利用権設定のメリット

出し手(貸し手)

- ★雑作補償の心配がありません。
- ★市外在住でも設定可能です。
- ★期間がくれば自動的に所有権に戻ります。

受け手(借り手)

- ☆農地法の許可なしで簡単に申請できます。
- ☆期間がきても再設定が可能です。
- ☆経営規模の拡大が可能です。

農業経営

基盤強化促進法による農用地利用集積計画

農地の権利移転に係る農地法の適用を除外し、農地の流動化を促進するための仕組みを定めたものです。
市や農業委員会といった公的機関が介在することで、安心して農地の貸借等がおこなえます。